

諮問実施機関：滋賀県知事（健康医療福祉部健康福祉政策課）

諮問 日：令和4年2月1日（諮問（情）第30号）

答申 日：令和6年2月29日（答申（情）第23号）

内 容：「精神保健福祉法第33条に基づく医療保護入院について法律自体に定める基準以外の実施基準を記した文書を作成または取得または使用している場合、または第三者に使用させている場合」の公文書非公開決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、令和3年11月25日付けで行った公文書非公開決定を取り消すとともに、「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について（令和元年12月6日付け障精発1206第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」等の一部改正について（平成26年1月24日付け障発0124第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知、別添2および別添3を除く。）および「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について（平成13年8月6日付け障発第335号厚生省保健医療局長通知）」を対象公文書として特定した上で、それらの全部を公開すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

令和3年11月12日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

精神保健福祉法第33条に基づく医療保護入院について法律自体に定める基準以外の実施基準を記した文書を作成または取得または使用している場合、または第三者に使用させている場合

2 実施機関の決定

令和3年11月25日、実施機関は、本件公開請求に対して、精神保健福祉法第33条に基づく医療保護入院について、同法に定める基準以外の実施基準は県において定めておらず、そのためそれを記した文書は不存在であるとして、条例第10条第2項の規定に基づき、公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和3年12月12日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

該当の実施基準不存在の判断の取消しと該当文書の再精査、公開を希望する。

精神保健福祉法第38条の3より県の監督責任は精神医療審査会によって履行されるものとも理解できるが同審査会は知事の任命により公務を一時的に行う公務員であるから当然同審査会において監督、審査のために使用される基準も含め再精査してもらいたい。

2 審査請求の理由

精神保健福祉法第33条第7項より滋賀県は医療保護入院制度の実施に際し医療機関より実施の報告を受ける。これは県が医療保護入院の実施に関する監督責任を持つことを意味する。行政手続法の観点から執行対象者に対して制限をかけるような処分においてはその目的によらず実施基準を事前に具体的に示した上での執行が求められるが、精神保健福祉法においては指定医の判断、家族の同意といった属人的要件を定めるのみで法律単体では事前性と具体性を欠いている。したがって法律に定められた要件のみでは報告された執行状況の是非を問おうにも判断の基準がないため監督行為を有効に実施できるとは到底考えられない。県が医療機関からの報告内容を吟味し監督を十全に行っているのであればその判断のために必要な実施基準が存在していないことはあり得ず、必ず存在するはずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った本件処分は妥当である。

2 非公開の理由について

審査請求人は、「精神保健福祉法第 33 条に基づく医療保護入院について法律自体に定める基準以外の実施基準を記した文書」の公開を求めているが、医療保護入院の実施主体は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条のとおり、「精神科病院の管理者」であるため、当該文書は精神科病院の管理者が定める医療保護入院の運用基準や手続関係の文書であると判断したが、当該文書は保有していないため、滋賀県情報公開条例第 10 条第 2 項の規定に基づき本件処分を行ったものである。

第 5 審議会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第 1 条および第 3 条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うとの認識のもと、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第 6 条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第 6 条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審議会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 対象公文書について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条に基づく医療保護入院については、厚生労働大臣による指定を受けた精神保健指定医による判定と本人の家族等のうちのいずれかの者の同意、家族等がない場合または家族等の全員がその意思を表示することができない場合においては本人の居住地を管轄する市町村長の同意を要件としている。

実施機関は、精神保健指定医が医療保護入院の必要性を判定する際の基準について、国

の規則や要綱、通知等の定めはなく、実施機関においてもそのような基準は定めていないと主張している。また、そのような基準を精神科病院の管理者または地方公共団体が定めるべきとする法律その他法令の規定もないと主張している。

医療保護入院の判断は性質上個別に検討が必要であり、画一的な基準を規定することは困難であるということも踏まえると、上記の実施機関の主張には、特段、不自然、不合理な点は認められない。

一方で、家族等の同意または市町村長の同意に関しては、国からの通知が存在するとの説明があった。そのため、家族等の同意に関しては「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について（令和元年12月6日付け障精発1206第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）」を、市町村長の同意に関して「「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」等の一部改正について（平成26年1月24日付け障発0124第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」は、通知に添付されている「市町村長同意事務処理要領」が新旧対照表のみであり、全文を記載したものではなかったため、

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について（平成13年8月6日付け障発第335号厚生省保健医療局長通知）」を併せて当審議会でも確認したところ、「「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条に規定する医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について」等の一部改正について（平成26年1月24日付け障発0124第4号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知）」の別添2および別添3を除き、これらの通知は本件請求内容に該当する文書であると判断した。また、これらの通知には条例第6条各号で定められた非公開情報に該当する情報は認められなかった。

したがって、実施機関は、上記の文書を対象公文書として特定した上で、それらの全部を公開する決定を行うべきである。

(2) 審査請求人のその余の主張について

審査請求人は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3で定める精神医療審査会の審査に係る基準を含めて再精査するよう主張しているが、公文書公開請求書中の「請求する公文書の名称または内容」には、「医療保護入院について法律自体に定める基準以外の実施基準を記した文書」とあり、これは同法第33条で定める医療保護入院を実施する際の基準を記した文書を指すものと考えられる。そのため、精神医療審査会の審査に係る基準については、本件公文書公開請求の対象外であり、審査請求の対象とはならないとの実施機関の主張は妥当である。

3 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和4年2月1日	・実施機関から諮問を受けた。
令和4年12月22日 (第24回第一分科会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和5年2月15日 (第25回第一分科会)	・実施機関から本件処分について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和5年7月20日 (第26回第一分科会)	・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
令和6年1月29日 (第27回第一分科会)	・実施機関から本件処分について口頭説明を受けた。 ・答申案の審議を行った。

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会第一分科会